

決 算 概 要

1 厚生年金保険給付調整経理

I 収入について

国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）第102条の2及び第102条の3の規定に基づき国家公務員共済組合連合会から拠出を受ける財政調整拠出金受入金、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第38条の8第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金、資金の運用による信託の運用益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
財政調整拠出金 受 入 金	53,113,186	53,113,186	-
組 合 払 込 金	14,802,793	12,441,168	△ 2,361,625
信 託 の 運 用 益	184,255,815	600,057,514	415,801,699
合 計	252,171,794	665,611,868	413,440,074

※ 金額はそれぞれ千円未満を四捨五入しているため、計及び合計の額は一致しないことがある(以下同じ。)

II 支出について

厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第84条の5の規定に基づき年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金負担金、地共済法第38条の8第3項の規定に基づき組合へ交付する組合交付金、地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金	153,751,343	153,751,343	-
組 合 払 込 金 返 還 金	-	11,546	△ 11,546
組 合 交 付 金	36,890,000	25,361,000	11,529,000
信 託 の 運 用 損	-	3,015,401	△ 3,015,401
業 務 経 理 へ 繰 入	2,055,074	2,055,074	-
合 計	192,696,417	184,194,364	8,502,053

Ⅲ 資産の構成割合について

令和3年3月31日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減(B) - (A)
流動資産	普通預金	15,411,658	0.1%	35,287,141	0.3%	19,875,483
	未収収益	184,255,815	1.8%	599,982,871	5.6%	415,727,056
	計	199,667,473	1.9%	635,270,012	5.9%	435,602,539
固定資産	信 託	10,142,411,239	98.1%	10,114,758,117	94.1%	△ 27,653,122
	計	10,142,411,239	98.1%	10,114,758,117	94.1%	△ 27,653,122
合 計		10,342,078,712	100.0%	10,750,028,129	100.0%	407,949,417

Ⅳ 運用利回りについて

厚生年金保険給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和2年度における運用利回りは、5.76%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額6,656億1,186万8,063円、支出総額1,841億9,436万4,012円、差引当期利益金4,814億1,750万4,051円となり、この全額を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される厚生年金保険給付調整積立金は10兆7,500億2,812万9,363円となる。

2 退職等年金給付調整経理

I 収入について

国共済法第102条の2及び第102条の3の規定に基づき国家公務員共済組合連合会から拠出を受ける財政調整拠出金受入金、地共済法第38条の8第2項に基づき組合から払い込まれる組合払込金、資金の運用による信託の運用益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
財政調整拠出金 受 入 金	154,576	154,576	-
組 合 払 込 金	14,194,734	14,170,357	△ 24,377
信 託 の 運 用 益	215,117	221,704	6,587
合 計	14,564,427	14,546,637	△ 17,790

II 支出について

施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
業務経理へ繰入	531,093	493,962	37,131
合 計	531,093	493,962	37,131

Ⅲ 資産の構成割合について

令和3年3月31日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減(B) - (A)
流動資産	普通預金	194,921	0.3%	207,675	0.3%	12,754
	未収収益	215,117	0.3%	221,704	0.3%	6,587
	計	410,038	0.5%	429,378	0.6%	19,340
固定資産	信 託	75,299,213	99.5%	75,299,190	99.4%	△ 23
	計	75,299,213	99.5%	75,299,190	99.4%	△ 23
合 計		75,709,251	100.0%	75,728,568	100.0%	19,317

Ⅳ 運用利回りについて

退職等年金給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和2年度における運用利回りは、0.33%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額145億4,663万6,724円、支出総額4億9,396万2,000円、差引当期利益金140億5,267万4,724円となり、この全額を退職等年金給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される退職等年金給付調整積立金は757億2,856万8,460円となる。

3 経過的長期給付調整経理

I 収入について

資金の運用による信託の運用益等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
利息及び配当金	550,802	660,692	109,890
信託の運用益	188,719,963	621,076,129	432,356,166
合 計	189,270,765	621,736,821	432,466,056

II 支出について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第75条の3において準用する地共済法第38条の8の2第3項の規定に基づき組合へ交付する組合交付金、施行規則附則第4条の2第3項において準用する施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
組 合 交 付 金	59,547,000	56,519,000	3,028,000
信託の運用損	-	2,989,685	△ 2,989,685
業務経理へ繰入	204,617	204,617	-
合 計	59,751,617	59,713,302	38,315

Ⅲ 資産の構成割合について

令和3年3月31日現在における資産の構成割合は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		事業計画額 (A)	割 合	決 算 額 (B)	割 合	比較増減(B) - (A)
流動資産	普通預金	12,721,453	0.1%	12,350,026	0.1%	△ 371,427
	未収収益	188,695,469	1.7%	621,002,209	5.5%	432,306,740
	計	201,416,922	1.9%	633,352,235	5.6%	431,935,313
固定資産	信 託	10,572,190,659	97.5%	10,555,950,077	93.8%	△ 16,240,582
	投資有価証券	1,717,312	0.0%	1,717,312	0.0%	-
	生命保険	67,039,874	0.6%	67,149,052	0.6%	109,178
	計	10,640,947,845	98.1%	10,624,816,441	94.4%	△ 16,131,404
合 計		10,842,364,767	100.0%	11,258,168,676	100.0%	415,803,909

Ⅳ 運用利回りについて

経過的長期給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和2年度における運用利回りは、5.71%となった。

Ⅴ 翌事業年度への繰越しについて

収入総額6,217億3,682万1,071円、支出総額597億1,330万2,095円、差引当期利益金5,620億2,351万8,976円となった。また、この全額を経過的長期給付調整積立金として積み立てた結果、翌事業年度へ繰り越される経過的長期給付調整積立金は11兆2,581億6,867万5,605円となる。

4 厚生年金拠出金経理

I 収入について

厚年法第84条の5及び第84条の7の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第84条の3の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
厚生年金拠出金負担金	3,069,385,327	3,069,385,327	-
厚生年金交付金	3,243,659,140	3,243,659,139	△ 1
合 計	6,313,044,467	6,313,044,466	△ 1

※ 比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

II 支出について

厚年法第84条の5の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第84条の4の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
厚生年金拠出金	3,069,385,327	3,069,385,327	-
厚生年金交付金支払金	3,243,659,140	3,243,659,139	1
合 計	6,313,044,467	6,313,044,466	1

※ 比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

5 基礎年金拠出金経理

I 収入について

国民年金法第94条の4の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第35条第2項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)－(A)
基礎年金拠出金負担金	1,508,530,153	1,508,530,153	-
基礎年金交付金	67,186,151	67,186,151	-
合 計	1,575,716,304	1,575,716,303	△ 1

※ 比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

II 支出について

国民年金法第94条の2第2項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び施行規則第11条の15第1項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
基礎年金拠出金	1,508,530,153	1,508,530,153	-
基礎年金交付金支払金	67,186,151	67,186,151	-
合 計	1,575,716,304	1,575,716,303	1

※ 比較増減の差額については、事業計画額と決算額の千円未満の端数処理方法の違いによるもの。

6 厚生年金保険預託経理

I 収入について

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第12条の3の規定に基づき組合から預託された預託金の運用収益である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
信 託 の 運 用 益	1,455,498	3,288,646	1,833,148
合 計	1,455,498	3,288,646	1,833,148

II 支出について

地方公務員共済組合連合会預託金管理運用規程（以下「運用規程」という。）第11条の規定による組合への支払利息である。

（単位：千円）

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
支 払 利 息	1,455,498	3,205,627	△ 1,750,129
収 益 調 整 金 償 却	-	83,018	△ 83,018
合 計	1,455,498	3,288,646	△ 1,833,148

III 運用利回りについて

預託金運用口全体の令和2年度の運用利回りは、4.28%である。

7 退職等年金預託経理

施行規程第12条の3の規定に基づき組合から預託される預託金は見込まれないことから、予算を計上しておらず、実際に預託されなかった。

8 経過的長期預託経理

I 収入について

施行規程附則第1条の3において準用する施行規程第12条の3の規定に基づき組合から預託された預託金の運用収益である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
信 託 の 運 用 益	1,570,977	3,510,421	1,939,444
合 計	1,570,977	3,510,421	1,939,444

II 支出について

運用規程第11条の規定による組合への支払利息である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
支 払 利 息	1,570,977	3,420,268	△ 1,849,291
収 益 調 整 金 償 却	-	90,153	△ 90,153
合 計	1,570,977	3,510,421	△ 1,939,444

III 運用利回りについて

預託金運用口全体の令和2年度の運用利回りは、4.24%である。

9 介護保険経理

I 収入について

介護保険法第137条第1項の規定に基づき特別徴収義務者である各組合が徴収する介護保険料の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
介護保険料納入金	6,284,211	6,204,452	△ 79,759
合 計	6,284,211	6,204,452	△ 79,759

II 支出について

介護保険法第137条第2項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
介 護 保 険 料	6,284,211	6,204,452	79,759
合 計	6,284,211	6,204,452	79,759

10 国民健康保険経理

I 収入について

国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第137条第1項の規定及び地方税法第718条の4の規定に基づき特別徴収義務者である各組合が徴収する国民健康保険料及び国民健康保険税の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
国民健康保険料(税) 納 入 金	52,299	51,302	△ 997
合 計	52,299	51,302	△ 997

II 支出について

国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第137条第2項の規定及び地方税法施行令第56条の89の11の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料及び国民健康保険税である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
国民健康保険料(税)	52,299	51,302	997
合 計	52,299	51,302	997

11 後期高齢者医療経理

I 収入について

高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第137条第1項の規定に基づき特別徴収義務者である各組合が徴収する後期高齢者医療保険料の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 納 入 金	7,919,586	7,929,886	10,300
合 計	7,919,586	7,929,886	10,300

II 支出について

高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第137条第2項の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	7,919,586	7,929,886	△ 10,300
合 計	7,919,586	7,929,886	△ 10,300

12 個人住民税経理

I 収入について

地方税法第321条の7の6の規定に基づき特別徴収義務者である各組合が徴収する個人住民税の納入金である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B) - (A)
個人住民税納入金	3,174,203	3,054,036	△ 120,167
合 計	3,174,203	3,054,036	△ 120,167

II 支出について

地方税法施行令第48条の9の18の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A) - (B)
個 人 住 民 税	3,174,203	3,054,036	120,167
合 計	3,174,203	3,054,036	120,167

13 業務経理

I 収入について

地方公務員共済組合連合会定款第22条に規定する組合分担金（組合員1人当たり1,120円）等である。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(B)-(A)
組 合 分 担 金	3,321,332	3,346,207	24,875
雑 収 入	-	502	502
厚生年金保険給付 調整経理より繰入	2,055,074	2,055,074	-
退職等年金給付 調整経理より繰入	531,093	493,962	△ 37,131
経過的長期給付 調整経理より繰入	204,617	204,617	-
合 計	6,112,116	6,100,362	△ 11,754

II 支出について

(1) 本年度中に行った主な会議は、次のとおりである。

- ア 役員会 3回
- イ 運営審議会 3回

(2) 本年度中に行った監査は、次のとおりである。

- ア 監事会議 1回
- イ 決算監査 1回
- ウ 中間監査 1回
- エ 例月監査 12回
- オ 定期監査（監査員監査） 1回

(3) 本年度中に行った主な事業は、次のとおりである。

- ア 基礎年金支払代行に係るシステムの維持管理及び事務
- イ 標準システムの維持管理
- ウ 情報共有化システムの運営及び維持管理
- エ 年金払い退職給付関連システムの維持管理
- オ 社会保障・税番号制度に係るシステムの運営及び維持管理
- カ 各種情報交換及び特別徴収に係る事務
- キ 年金事務担当者研修会及び年金制度説明会
- ク 資金運用全国説明会

- ケ 年金積立金の管理・運用
- コ 広報誌「連合会だより PAL」（6回）の発行
- サ 年金払い退職給付に係る基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定と、算定結果に係る組合員等への広報
- シ 年金払い退職給付に係る財政検証と、その結果に係る組合員等への広報

(4) これらの会議及び事業を行うために要した経費は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	事業計画額 (A)	決 算 額 (B)	比較増減(A)－(B)
役 員 報 酬	79,297	73,693	5,604
職 員 給 与	803,126	697,834	105,292
旅 費	12,056	735	11,321
事 務 費	16,392	17,909	△ 1,517
委 託 費	4,861,794	4,967,738	△ 105,944
賃 借 料	405,916	400,655	5,261
調 査 研 究 費	207,067	140,206	66,861
普 及 費	29,541	34,328	△ 4,787
負 担 金	163,367	141,352	22,015
減 価 償 却 費	6,349	13,924	△ 7,575
そ の 他	24,852	69,465	△ 44,613
合 計	6,609,757	6,557,839	51,918

Ⅲ 当期損失金及び剰余金の繰越しについて

収入総額61億36万1,893円、支出総額65億5,783万8,521円、差引当期損失金4億5,747万6,628円となり、翌事業年度へ繰り越される剰余金は、21億8,930万1,399円となる。

Ⅳ 翌事業年度へ繰り越す資産等について

翌事業年度へ繰り越す資産、負債及び資本は、次のとおりである。

(単位:千円)

流動資産	5,715,154	流動負債	3,441,719
固定資産	155,285	固定負債	239,418
		負債合計	3,681,137
		剰余金	2,189,301
		資本合計	2,189,301
資産合計	5,870,438	負債・資本合計	5,870,438